

平成 28 年度 青少年「平和と交流」支援事業（HIROSHIMA & PEACE）募集要項

1 目的

次世代を担う平和首長会議の国内外加盟都市の青少年に被爆の実相と被爆者の思いを共有するための多様な機会を提供し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現のための人材の育成を図るとともに、相互交流を深めることにより加盟都市間のネットワーク強化を図る。

なお、本事業は平成 27 年 11 月、ベルギーのイーペル市で開催した平和首長会議第 9 回理事会において決定された、2020 年までの核兵器廃絶を目指す 2020 ビジョンに基づき今後集中して取り組むべき項目の一つとして実施するものである。

2 事業概要

平和首長会議事務局（以下、「事務局」という。）は、広島市立大学（以下、「市立大学」という。）が実施する講座 HIROSHIMA & PEACE に参加する平和首長会議加盟都市（以下、「加盟都市」という。）の青少年に対し、参加に必要な経費の一部を支援する。参加者は、研修の成果として、広島のプログラムで学んだこと、それを踏まえての自らの活動計画及び核兵器廃絶に向けた平和首長会議の活動についての具体的な企画案を記載したレポートを、派遣元加盟都市及び事務局に提出する。また、同派遣元加盟都市は、この企画案等に基づき、平和首長会議の目的達成に資する活動の具体化を検討する。

3 実施期間

平成 28 年（2016 年）8 月 1 日（月）～8 月 10 日（水）

4 実施場所

広島市内（広島市立大学、平和記念公園等）

5 支援対象者の条件

- (1) 応募者が広島市以外の加盟都市に在住している、又は広島市以外の加盟都市内に通勤、通学していること。
- (2) 原則、受講時の年齢が 40 歳未満であること（基準日は平成 28 年 8 月 1 日とする。）。
- (3) 加盟都市からの申し込みがあったもの。
- (4) 市立大学が示す、HIROSHIMA & PEACE 受講者の条件を満たすとともに、選考試験に合格すること。

※市立大学が示す条件

①大学 1 年次を終了していること

②英語での講座受講、討論ができること

- (5) TOEIC スコア 700 点レベル以上の英語力を有すること。

※英語を母国語としない者は、過去 2 年以内の TOEIC スコアの証明書を提出（同等の能力を有することが証明できれば、TOEIC 以外のテストスコアでも可とする。）。

- (6) 健康上等のやむを得ない理由がある場合を除き、本プログラムの全課程に出席すること。
- (7) 他団体からの金銭的支援を受けていないこと。
- (8) その他、事務局が定める要件を満たすこと。

6 支援対象者の決定方法

- (1) 審査、選考は 11 (2) アの提出書類を基に市立大学において行う。
- (2) 6 (1) の結果を受け、事務局は成績上位者から予算の範囲内において支援対象者

を決定する。

7 支援内容

(1) 支援対象となる経費

次のアからオに係る経費を支援する。

ア 移動にかかる経費

国外加盟都市については当該都市が属する地域の代表的国際空港から、国内加盟都市については当該都市の代表駅から、広島市内までの移動に係る経費。ただし、自己都合により事務局が示した旅程を変更した場合に要する費用は除く。

イ 宿泊料、日当

旅行日数に応じた宿泊料及び日当（広島市条例に準じた額とする。）

※次の額を上限とし、不足分は自己負担とする。

| 宿泊料(素泊)／泊 | 朝食代/日 | 昼食代/日 | 夕食代/日 | 雑費(広島での交通費等)/日 |
|-----------|-------|--------|--------|----------------|
| 8,700円 | 700円 | 1,100円 | 1,500円 | 1,100円 |

※宿泊場所は、国内加盟都市についてはホテル等、海外加盟都市についてはホームステイを原則とし、ホームステイ先が手配できなかった場合のみ、ホテル等の宿泊料を支給する。いずれの場合も上記額を上限とし、実費を支給する。

※プログラム上の行事として食事の提供を受けた場合（例：歓迎会）は、その回の食事代相当額は支給しない。

※旅行日数は、3の実施期間に移動日を加えた日数とする。

ウ 保険料

国外加盟都市からの支援対象者の、事故、病気に備えるための保険加入に係る経費。

エ 授業料

オ 教科書代

(2) 個人負担となる経費

上記7（1）以外の経費は、支援対象者の負担とする。

(3) 支給方法

上記7（1）ア及びイについては、原則として、支援対象者に日本円で支給する。ただし、国外加盟都市から参加する場合、航空券は事務局が手配し、Eチケットを支援対象者に支給する。ウについては、事務局が一括契約し保険会社に、エ及びオについては市立大学に支払う。

(4) 注意事項

プログラム実施期間の前後で、他都市への訪問等、自己都合により経路変更や日程の延長を希望した場合、その部分の経費負担はしない。また、事務局で支給する航空券は日程等の変更ができない。

8 プログラム内容

(1) 市立大学が実施するプログラム

（概要） <http://www.hiroshima-cu.ac.jp/Hiroshima-and-Peace/index.htm>

（スケジュール） <http://www.hiroshima-cu.ac.jp/Hiroshima-and-Peace/scdl.htm>

(2) 事務局が独自に実施するプログラム

平和首長会議の概要・取組内容の説明、支援対象者と事務局の意見交換会等を予定

9 報告書

7（1）の経費の支援を受けた者は、研修の成果として、広島でのプログラムで学んだこと、それを踏まえての自らの活動計画及び核兵器廃絶に向けた平和首長会議の活動についての具体的な企画案を記載したレポートを、派遣元加盟都市及び事務局に提出すること。

10 派遣元加盟都市の責務・役割

派遣元加盟都市は、9の企画案等に基づき、平和首長会議の目的達成に資する活動の具体化を検討すること。

11 申込について

(1) 申込期限

平成28年4月14日(木) 15時まで(日本時間)

(2) 提出書類

ア 市立大学が選考に必要とする書類(支援対象者が作成)

応募用紙(Application)、志望動機書(A4で1枚。英語で記載のこと。)

イ 事務局への支援申込書(加盟都市が作成)

様式1

※提出された書類は、参加者の選考及び支援のために、市立大学及び事務局で使用する。

(3) 申込方法

加盟都市は、11(2)ア、イの書類を取りまとめ、事務局に電子メールで提出する。

(4) 提出先のメールアドレス

(国内) kokunai-mfp@pcf.city.hiroshima.jp

(海外) mayorcon@pcf.city.hiroshima.jp

12 問合せ先

【平和首長会議事務局】

〒730-0811 広島市中区中島町1番5号

公益財団法人広島平和文化センター国際部平和連帯推進課

2020ビジョン推進担当 藤井

TEL : (082) 242-8872 FAX : (082) 242-7452

E-mail : kokunai-mfp@pcf.city.hiroshima.jp